

国民年金保険料の納付が困難なときは!!

経済的な事情や災害などで保険料の納付が困難な人のために、国民年金にはいくつかの制度があります。保険料を未納のままにすると年金受給に影響がありますので、納付に困ったときは必ずご相談ください。

情報掲示板 INFORMATION

TSには知って得する、暮らしに役立つ情報がいっぱい!!
みんなの情報掲示板。

30歳未満の方は 《若年者納付猶予制度》

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。

納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は 《学生納付特例制度》

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

納付が困難なときは 《保険料免除制度》

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3・2分の1・4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

◆保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る期間にも含まれます。また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

『eLTAX』法人税の申告はインターネットで!!

北海道では、地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税の申告を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む)で、利用届出の手续をされている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

北見道税事務所課税課事業税間税係

Tel 0157・25・8681

来春の新規高等学校卒業予定者の求人申込をお早目に

ハローワークでは、平成24年3月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について6月20日から受理を開始します。(または受理しています。)

企業の将来を担う新卒者の採用については是非ご検討いただき、お早めにハローワークへ求人の申込みをお願いします。

【お問い合わせ】

北見公共職業安定所専門援助部門

Tel 0157・23・6251

遠軽出張所 Tel 0158・42・2779

美幌分室 Tel 0152・73・3555

国民年金の上乗せ年金 国民年金基金

国民年金基金に加入できるのは、いずれの条件も満たしている方です。

☆20歳から60歳未満の方

☆国民年金保険料を納めている方
(農業者年金加入者を除く)

☆道内に住民票のある方

《こんなメリットがあります》

①掛金は全額社会保険料控除となり税金が軽減されます。

②加入したときの掛金や受取る年金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。

③保証付に加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。

【お問い合わせ】

「北海道国民年金基金」

フリーダイヤル 0120・65・4192

地上デジタル放送完全移行の 平成 23 年 7 月 24 日まで

あと



を切りました!!

地上デジタル放送への 準備はお済ですか？

佐呂間町のデジタルテレビ放送は現在、アナログテレビ放送とデジタルテレビ放送を並行で送信しておりどちらも視聴することができですが、アナログテレビ放送は平成 23 年 7 月 24 日に終了し、その後はデジタルテレビ放送だけとなります。

デジタルテレビ放送へ移行した後は、アナログテレビをそのまま使うことができなくなり、早めの対応をお願いします。

◎地上デジタルテレビ放送を見るには？

地上デジタルテレビ放送を見るためには、次の 2 通りの方法があります。

◆アナログテレビに地上デジタルチューナーか地上デジタルチューナー内蔵の録画機器のいずれかを接続して受信する方法

◆地上デジタルチューナー内蔵のテレビで受信する方法

※現在お使いのアンテナの種類によっては、デジタル放送が受信できず、アンテナ交換が必要となる場合もありますので、詳しくは販売店にお問い合わせください。

◎地上デジタルテレビ放送視聴のためのチューナー支援があります!!

経済的な理由で地上デジタルテレビ放送をまだ視聴できない低所得者世帯などに対して視聴可能になるよう支援を行っています。

◆対象者

◎生活保護世帯などで NHK 放送受信料全額免除の世帯

◎町民税が非課税の世帯

◆支援内容

◎地上デジタルテレビ放送対応の簡易なチューナー（1台）の無償給付

【お問い合わせ】

デジタル
Tel 0166・30・0101
役場企画財政課企画係
Tel 2・1214

町営住宅の空家状況

5 月 20 日現在の公営住宅空家状況をお知らせします。入居申込など詳しくは、(建設課 Tel 2・1210) までご連絡ください。

- 栄団地 2 階 3LDK (1 階) 1 戸
(2 階) 2 戸
※15,300 円～
- 若里団地 1 階 3DK 1 戸
※9,100 円～
- 宮前団地 2 階 2LDK (1 階) 1 戸
20,300 円～
- ☆特定公共賃貸住宅
2 階 3LDK (2 階) 1 戸
47,700 円～

☆印は収入が多い方のための住宅です。入居要件など詳しくは建設課までご連絡ください。※印は 60 歳未満でも単身入居可能な住宅です。

『パーキンソン病講演会』 のお知らせ

パーキンソン病は神経難病と呼ばれる難病ですが、適切な治療とリハビリを行えば、健康な方と変わらない生活を送ることができます。パーキンソン病について知る機会として、参加無料の講演会を開催します。

◆『パーキンソン病治療の最新情報』

《講師》さっぽろ神経内科クリニック

副院長 川島 淳 氏

《日時》平成 23 年 6 月 25 日

14 時～16 時

《場所》遠軽町保健福祉総合センター
げんき 21 多目的ホール

【参加申込・お問い合わせ】

※6 月 17 日までに申込んでください。
紋別保健所健康推進課保健予防係

Tel 0158・23・3108

Fax 0158・23・1009

10 リットルごみ袋販売!! ～平成 23 年 7 月 1 日から～

平成 15 年 4 月からのゴミ有料化にともない、町内指定店において指定ごみ袋を販売し、燃やす・燃やさないごみの分別についてご協力をいただいておりますが、かねてより要望のあった 10 リットル指定ごみ袋の販売を、平成 23 年 7 月 1 日より開始することとしました。

従来から販売している各種指定ごみ袋と合わせて、各家庭の状況に応じてご利用ください。

◆追加販売

10 リットル指定ごみ袋

(燃やす・燃やさない)

10 枚 1 組 200 円

販売開始 平成 23 年 7 月 1 日から

「ふるさとまちづくり振興事業」 をご存じですか？

◆対象事業の概要（文化の里づくり）

- ①本町における伝統的かつ継承が必要な文化活動の活性化や掘りおこしをするため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための諸事業。
- ②本町がもつ素材をもとに、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの諸事業。

◆助成事業者

個人・団体ただし、文化連盟などの上部団体は除く。

◆対象経費補助率

事業を行う上で必要と認める備品など。ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする。補助率2分の1以内。

◆対象事業の概要（ふるさと景観づくり）

街並み、自然、地域の特色ある景観などの保存及び地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する諸事業。

◆助成事業者

個人・団体

◆対象経費補助率

事業を行う上で必要と認める維持管理費用補助率2分の1以内。

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で取り組まれる、地域のもつ「自然や文化・歴史」を活かした諸活動を行うために必要な備品などの購入や地域の特色ある景観の保存と創造を目的とした維持管理費用、さらには地域間交流・国際交流をはじめとする人材育成のために行う国内外の研修事業への参加などに対して、町が助成を行う制度です。対象事業の概要は、次のとおりですが、「ちびっこ探検学校ヨロン島参加事業」をはじめとし、これまでに41件の事業に助成しています。本事業の助成を希望される個人・団体の方は、役場企画財政課企画係までご相談ください。

【お問い合わせ】

役場企画財政課企画係 Tel 2・1214

◆対象事業の概要（ふるさと交流ネットワーク）

- ①都市との地域間交流や諸外国との交流などを通じ、本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくりを推進する諸事業。
- ②新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業などの地域振興を目的とした先導的な取り組みなどの調査研究及び指導者などの技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業。

◆助成事業者

個人・団体ただし、国内研修・国外研修それぞれ1回限りとする。（推進委員会が推奨する事業への参加は、1回に限り回数に含めない。）

◆対象経費補助率

研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用
○補助率 学生2分の1以内、大人3分の1以内

石綿による疾病に 気づいていない方を探しています

石綿による疾病の補償・救済法について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になっても、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿に

よる健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」）が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までとなっておりますので、お心当たりの方は、早急に最寄の都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

「特別遺族給付金・労災保険制度に関すること」

◆最寄の都道府県労働局又は労働基準監督署

「石綿疾病の原因が仕事ではない方」

◆独立行政法人環境再生機構 Tel 0120・389・931

「石綿情報」厚生労働省ホームページ

<http://www.mhiw.go.jp/index.html>

農業委員会選挙 投票日は7月10日

本年7月19日で任期満了となる農業委員会の選挙が、7月10日に行われます。有権者及び立候補予定者並びにその関係者は、次の事項を十分留意願います。

◆選挙日程

- 投票 7月10日 7時～18時まで
- 告示 7月5日
- 開票 7月10日 19時30分から
- 定数 15名

◆有権者

平成23年1月1日現在で調整し、縦覧のうえ3月31日に確定した農業委員会選挙人名簿に登録されていて、現に本町に居住し農業に従事されている方。

◆立候補届出

立候補の届出期間は、7月5日、8時30分～17時までの1日間です。郵送による届出は一切認められません。

◆期日前投票

- 期間 7月6日～7月9日
- 時間 8時30分～20時
- 場所 選挙管理委員会事務局（役場内）

◆投票入場券

入場券は7月7日までに到着するよう郵送しますが、選挙権があっても到着しない方は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

◆立候補予定者説明会

- 日時 6月22日 13時30分から
- 場所 佐呂間コミセン集会室

【お問い合わせ】

選挙管理委員会事務局 Tel 2・1292

犬はマナーを守って 正しく飼いましょう!!

◆畜犬登録及び狂犬病予防注射日程 7月3日(日)

栄地区	旧山内商店前	9:00～9:10
若佐地区	若佐コミセン前	9:20～9:30
知来地区	知来公民館前	9:50～10:00
仁倉地区	仁倉公民館前	10:10～10:20
浜佐呂間地区	浜佐呂間 活性化センター前	10:30～10:40
幌岩地区	幌岩公民館前	10:50～11:00
富武土地区	富武土消防車庫前	11:20～11:30
若里地区	若里浜児童公園前	11:40～11:50
佐呂間地区	町民センター前	13:10～13:30
	農協スタンド横	13:40～14:00

◆狂犬病予防注射料 3,040円

※往診を希望される方はご連絡ください。(別途500円)

◆登録料 3,000円(生涯に一度)

◆フンの始末は最低限のマナーです!!

犬を散歩させることは、犬にとってストレスの発散になり、適度な運動をすることで、犬の健康にも人の健康にも良いことです。しかし、気持ちよく散歩していても犬のフンがあちこちにあっては、せっかくの散歩も不愉快になってしまいます。犬を散歩させるときは、必ずビニール袋などを持参し、フンの始末をしてください。これは、最低限のマナーです。また、散歩は他の犬や通行人の迷惑にならないよう必ず鎖などでつないで散歩しましょう。

◆放し飼いはダメ!!

飼い犬は、必ず鎖などで繋ぎ止めるか、檻などで囲い、外へ出さないようにして飼うことが義務付けられています。放し飼いは絶対に止めましょう。また、町では野犬の捕獲を行っています。飼い犬との区別がつかず捕獲してしまうことがあるので、放し飼いはせず、必ず繋ぎ止めてください。

◆狂犬病予防注射を受けてください!!

4月に全町で狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ飼い犬に注射をされていない方は必ず受けてください。
※4月に受けた犬については必要ありません。

..... INFORMATION

ご寄付
ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

若里 井田 勝人 さん

富武土 安藤 昭子 さん

若里 齊藤 一治 さん

宮前町 岸 巖 さん

北見市 谷口 東洋和 さん

浜佐呂間 佐藤 祥一 さん

幸町 岡山 重和 さん

川西 長谷川 廣美 さん

啓生 佐々木 エイ子 さん

栄 曾我 江美子 さん

愛知県 中村 廣喜 さん

宮前町 鈴木 英樹 さん

▼離町に際して

西富 辻 敦子 さん

■幌岩老人クラブへ

幌岩 齊藤 里志 さん

■西中央長寿会へ

宮前町 岸 巖 さん

『介護保険料について』

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。平成23年度の介護保険料（65歳以上の方）につきましては、7月上旬にお知らせします。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

■普通徴収の方は

納付書を送付しますので、納期（7月・8月・9月・10月・11月・12月）にしたがって役場窓口などで納付していただくことになります。年度途中で65歳になられた方や佐呂間町へ転入された方も普通徴収となります。

■特別徴収の方は

4月・6月・8月（仮徴収）に年金から引き去りしました保険料額を除いた金額を10月・12月・翌年2月で徴収させていただきます。

■介護保険料の減額について

町では、保険料段階の第1段階及び第2段階の高齢者世帯（世帯全員が65歳以上）のうち、低所得者の方を対象に保険料の減額を行っています。

◆減額の対象となられる方

第1段階…老齢福祉年金受給の方のうち、低所得者と認められる方

第2段階…町民税非課税世帯の方のうち、低所得者と認められる方

○課税年金収入額+合計所得金額

≤ 80万円/年を満たす方

第3段階から第7段階の方は減額の対象となりません。

工事車両の通行について



オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所による佐呂間別川の改修工事が行われます。作業現場は西富の富橋下流から桜橋付近までとなりますが、工事で発生する土砂を知来へ運搬するために工事期間中は運搬経路となる道々留辺薬浜佐呂間線を、工事車両が頻繁に走行することとなりますので通行には十分ご注意くださいとともに、改修工事へのご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

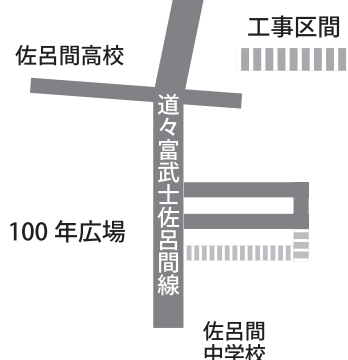
オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所河川係

Tel 0158・42・3165

佐呂間町役場建設課土木係

Tel 2・1210

幸町第2新幸道路工事



道路工事にご協力ください

本年度の道路整備として、佐呂間通学路、佐呂間二六町道路、佐呂間30号道路、浜佐呂間川口道路、幸町第2新幸道路の5路線について改良舗装工事を下記のとおり行います。工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

佐呂間通学路 L = 127 m（6月中旬～8月下旬予定）

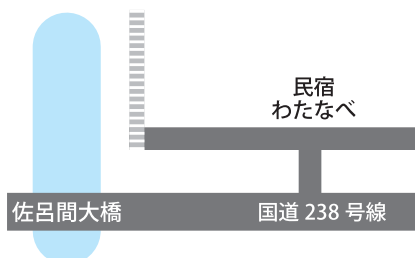
佐呂間二六町道路 L = 79 m（6月中旬～8月下旬予定）

佐呂間30号道路 L = 150 m（6月中旬～8月下旬予定）

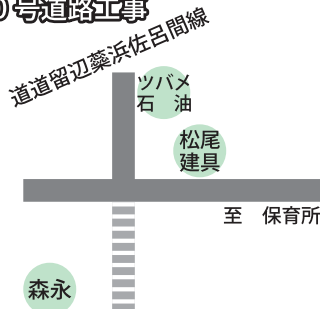
浜佐呂間川口道路 L = 160 m（6月中旬～8月下旬予定）

幸町第2新幸道路 L = 173 m（9月中旬～11月下旬予定）

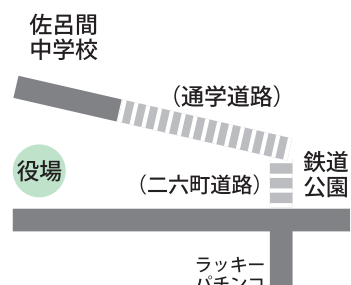
浜佐呂間川口道路工事



佐呂間30号道路工事



佐呂間通学路・二六町道路工事



任意予防接種費用の一部助成について

佐呂間町では、任意予防接種の費用の一部助成を行っています。任意予防接種は、接種義務はなく、受ける必要性や副反応について十分に理解していただいた上で個人の選択で接種するものです。

◆助成金額

規定される接種回数に基づき、1回のワクチン接種に要する費用の2分の1とし、1回5,000円を限度とします。(1000円未満の端数は切り捨て)

◆助成方法

各医療機関の定める接種料金を支払後、役場保健福祉課にて助成申請手続きをしてください。後日、指定された口座に助成金を振込みます。

〔申請に必要なもの〕

- ①領収書(確認後返還)
- ②接種済証又は接種内容が確認できるもの(母子手帳・予防接種手帳など)
- ③印鑑
- ④振込先の口座番号

◆その他

接種する際、医療機関への事前予約が必要となりますので、実施可能な医療機関や接種費用については希望する医療機関へ直接お問い合わせください。また、中学生以下の方が接種を受ける場合は、母子手帳を必ず持参してください。

※③肺炎球菌(23価)

脾臓摘出を受けた方は健康保険対応となるため、助成対象になりません。

○全額助成について

④(小児)、⑤(生後2ヶ月〜4歳以下)、⑥(高校1年生・中学3年生)の接種について全額助成となる方には、個別にご案内します。ご不明な点は事前に保健推進係にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係
Tel 2・1212

北海道行政書士会 「お困りごと無料相談会」

北海道行政書士会網走支部遠軽分会主催による「お困りごと無料相談会」が次のとおり開催されます。お気軽にご相談ください。

◆日時

6月22日
10時〜15時

◆場所

佐呂間コミセン

◆相談内容

相続、遺言状、成年後見人、多重多額債務、交通事故、農地法、外国人

在留申請、会社やNPO法人の設立の手続きなど

【お問い合わせ】

役場総務課総務係

Tel 2・1211

行政書士会(佐野宣雄)

Tel 01586・2・2246

「東日本大震災義援金」について

東日本大震災発生から間もなく3ヶ月を迎えますが、この間町民の皆さんから多くの義援金をいただいています。日本赤十字社佐呂間分区分では、皆さんからお預かりした義援金を次のとおり日本赤十字社に送金していますので報告します。義援金については、引き続き9月末まで受付していますのでご協力をお願いします。

◆平成23年5月末現在

義援金送金額

4,097,140円

◆受付期間

3月14日〜9月30日

◆義援金受付場所

役場、若佐・浜佐呂間出張

所、町民センター、図書館、武道館温水プール「スター」

【お問い合わせ】

日本赤十字社佐呂間分区分

(保健福祉課社会福祉係)

Tel 2・1212

忘れずに!!

6月は、
町道民税
の納期です。

第1期

人のうごき

— 4月末現在 —
人口 5,851人 (−25)
男 2,795人 (−22)
女 3,056人 (−3)
世帯数 2,493戸 (+7)
() 内は前月比です。